個表(支援業務の概要等)

1				
指定番号·指定年月日		千葉県支援法人第 0008 号 平成 31 年 4 月 16 日		
法人の名称		株式会社Casa		
支援業務を行う事務所の所在地東		東京都新宿区西新宿二丁目6-1 新宿住友ビル30階		
連 絡 先 (T E L)		03-6863-3964		
支援業務を行う区域千葉		千葉県全域	千葉県全域	
	法及び省令で定める者		千葉県賃貸住宅供給促進計画で定める者	
支援業務の対象とする住宅確保要配慮者	 ☑ 低額所得者 ☑ 被災者(発災後3年以内の災害による) ☑ 高齢者 ☑ 障害者 ☑ 子どもを養育する者 ☑ 外国人 ☑ 中国残留邦人 □ 児童虐待を受けた者 □ ハンセン病療養所入所患者 ☑ DV(ドメスティクバイオレンス)被害者 ☑ 拉致被害者 ☑ 拉致被害者 ☑ 犯罪被害者 ☑ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者 □ 保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者 ☑ 東日本大震災による被災者 		 海外からの引揚者 対解世帯 戦傷病者 児童養護施設退所者 LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー) UIJターンによる転入者 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 更生保護対象者その他犯罪をした者等 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災者 	
	□ 相談対応(緊急時対応を含む)及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務			
支援業務の範囲	☑ 家賃債務保証			
	□ 安否確認・見守り			
	□ 緊急連絡先の提供			
	□ 家財整理・家財処分			
	□ 死後事務受任			
	□ その他知事が認めるもの()			
	✓ 上記のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第42条 各号に掲げる保証、情報の提供、相談その他の援助又はこれに附帯するもの (賃貸住宅や緊急連絡先の紹介などの住替え等に関する支援(賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報 の提供)、相談対応及び公的支援を受けるための伴走、食糧支援並びに就労支援(生活の安定及び向上に関 する情報の提供、その他の援助)			

(注意事項)

・支援業務の対象とする住宅確保要配慮者」の「法及び省令で定める者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条及び同施行規則(平成29年国土交通省令第63号)第3条の規定に基づく住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。